

大分市下水汚泥燃料化事業

募集要項

令和3年4月

大分市上下水道局

目 次

1	募集要項の位置づけ	1
2	事業内容に関する事項	2
	(1) 事業内容に関する事項	2
3	事業者の募集及び選定に関する事項	5
	(1) 募集及び選定に関する基本的事項	5
	(2) 募集及び選定の手順に関する事項	7
	(3) 応募者の備えるべき参加資格要件	12
	(4) 提出書類の取り扱い	16
4	事業契約に関する事項	16
	(1) 基本協定の締結	16
	(2) 基本契約の締結	16
	(3) 建設工事請負契約の締結	16
	(4) S P C の設立	16
	(5) 維持管理・運営委託契約の締結	17
	(6) 次点交渉権者との協議	17
	(7) 費用の負担	17
	(8) 契約保証金	17
3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	17
	(1) 責任分担に関する基本的な考え方	17
	(2) 予想されるリスクと責任分担	17
	(3) モニタリングの実施	17
	(4) 事業終了後の措置	18
4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	18
	(1) 立地に関する事項	18
5	事業契約等又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	19
6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	19
	(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	19
	(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	20
	(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	20
	(4) その他	20
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	20
	(1) 法制上及び税制上の措置	20
	(2) 財政上及び金融上の支援	20
	(3) その他の支援に関する事項	20

8	その他事業の実施に関し必要な事項	21
	(1) 応募に伴う費用負担.....	21
	(2) 問合せ先.....	21

別紙1 維持管理・運營業務委託費の構成及び支払方法

別紙2 モニタリング及び事業費の減額等の基準と方法

別紙3 固形燃料の売買について

本募集要項では、以下のように用語を定義する。

- (1) 「本事業」とは、大分市下水汚泥燃料化事業をいう。
- (2) 「事業者」とは、本事業を委ねる民間事業者をいう。
- (3) 「本施設」とは、大在水資源再生センター内に新設する固形燃料化施設をいう。
- (4) 「SPC」とは、本事業の維持管理・運營業務の実施を目的として事業者により設立される特別目的会社（Special Purpose Company）をいう。
- (5) 「水処理維持管理業者」とは、大在水資源再生センターの維持管理業務の受託者のことをいう。
- (6) 「副生成物」とは、固形燃料の製造過程及び修繕等において発生するダクト等に固着するダスト、タール及び系内中間部に滞留した固形燃料として利用できないものをいう。
- (7) 「募集要項等」とは、募集要項、要求水準書、優先交渉権者選定基準、基本協定書（案）、基本契約書（案）、工事請負契約書（案）、維持管理・運營業務委託契約書（案）の総称をいう。
- (8) 「設計企業」とは、設計業務を行う者をいう。
- (9) 「建設企業」とは、建設業務を行う者をいう。
- (10) 「維持管理企業」とは、維持管理業務を行う者をいう。
- (11) 「応募者」とは、事業者の選定にかかる募集に応募する者をいう。
- (12) 「応募グループ」とは、設計企業、建設企業、維持管理企業を含むグループで事業者の選定にかかる募集に応募するグループをいう。
- (13) 「代表企業」とは、構成企業の中から選出された企業で、代表して応募手続き等を行う者をいう。
- (14) 「構成企業」とは、事業者のうち SPC に出資を行う者をいう。
- (15) 「協力企業」とは、事業者のうち SPC に出資を行わない者で、市又は SPC から直接業務を受託し又は請け負う者をいう。
- (16) 「下水処理場等」とは、下水道法上の終末処理場又は地域し尿処理場（処理人口 500 人以上）、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設、林業集落排水処理施設のことをいう。
- (17) 「不可抗力」とは、大分市（以下「市」という。）及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、(i) 天災（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、地盤沈下、落雷、地下水の浸出、疫病その他感染症の流行 等）、(ii) 人災（戦争、騒乱、暴動、テロ等）及び (iii) その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込まれる範囲外のものをいう。
- (18) 「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、許認可を指し、「法令等の変更」とは、「法令等」が制定又は改廃されることをいう。
- (19) 「改築」とは、更新又は長寿命化対策により対象施設の全部又は一部を新しく取り替えることをいう。
- (20) 「更新」とは、「下水道施設の改築について（平成 15 年 6 月 19 日・国都下事第 77 号別

表)」に示される「小分類」単位のものを取り換えることをいう。

- (21)「長寿命化対策」とは、「下水道施設の改築について（平成 28 年 4 月 1 日 国水下水事第 109 号）」に示されるもので、既存の設備等の一部を活かしながら部分的に新しくライフサイクルコストを低減できる対策をいう。

1 募集要項の位置づけ

この募集要項は、市が「大分市下水汚泥燃料化事業」を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を選定する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施するにあたり、本事業及び本プロポーザルに係る条件を提示するものであり、下記に示す資料は、募集要項と一体のものである。

なお、令和3年2月24日に公表した実施方針（案）、要求水準書（案）及び令和3年4月19日に公表した「実施方針（案）、要求水準書（案）に関する質問・意見への回答」及び「実施方針」との間に異なる点がある場合には、募集要項等の規定が優先するものとする。

- ・ 要求水準書
- ・ 様式集
- ・ 優先交渉権者選定基準
- ・ 基本協定書（案）
- ・ 基本契約書（案）
- ・ 建設工事請負契約書（案）
- ・ 維持管理・運営委託契約書（案）

2 事業内容に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名称

大分市下水汚泥燃料化事業

イ 対象となる公共施設等の概要

(ア) 名称

大在水資源再生センター（大分市大字志村 2500 番地の 1）

(イ) 事業の対象となる施設

事業の対象となる施設は、大在水資源再生センター内に新設する固形燃料化施設とする。

ウ 公共施設等の管理者の名称

大分市上下水道事業管理者 佐藤 耕三

エ 事業の目的

本事業は、バイオマス資源である下水汚泥から固形燃料を製造し、石炭の代替燃料等として有価で販売するものであり、下水汚泥の処分先を長期安定的に確保するとともに、バイオマスエネルギーとして有効利用を図り、地球温暖化防止に資することを目的とする。

また、周辺自治体との広域化・共同化を推進し、将来にわたり持続可能な下水道事業を目指す。

オ 事業の概要

市内 5 箇所の水資源再生センター及び本事業への参画を表明した大分県内各自治体から集約した下水汚泥を、大在水資源再生センターに建設する固形燃料化施設にて固形燃料化し、製造した固形燃料の買取り・利用先の確保及び販売を行うものである。

カ 事業の方式

本事業は、本施設の設計・建設及び維持管理・運営を事業者委ねる D B O 方式（市が資金を調達し、施設の設計（Design）、建設（Build）及び維持管理・運営（Operate）を一括して民間に委託する方式）で行う。

本施設の維持管理・運営期間は、施設の供用開始から 20 年 6 か月間とする。

なお、事業者は SPC を市内に設立し、維持管理・運営業務を行うものとする。

キ 処理対象物

下水汚泥

ク 施設規模

汚泥処理量：29,600 t-wet/年

ケ 本事業における事業者の業務範囲

(ア) 本施設的设计・建設業務

a 設計業務

- (a) 実施設計業務
- (b) 設計に伴う各種申請等の業務
- (c) 市が実施する周辺住民への説明協力

b 建設業務

- (a) 本施設の建設業務（各種申請業務、周辺地域との調整及び準備調査等を含む。）
- (b) 試運転業務
- (c) その他建設に必要な関連業務（完成検査、各種申請に必要な書類の提出等）
- (d) 完成図書の作成

(イ) 本施設の維持管理・運營業務

a 維持管理・運営計画等の策定業務

b 保全管理業務

- (a) 保守点検業務
- (b) 修繕業務

c 運転管理業務

- (a) 本施設の運転操作及び監視業務
- (b) 分析業務
- (c) 記録及び報告業務
- (d) ユーティリティ等の調達・管理業務
- (e) 固形燃料の安全管理業務
- (f) エネルギー管理業務

d 固形燃料の利用

- (a) 固形燃料の買取り及び利用
- (b) 固形燃料の利用先の確保

e その他維持管理・運営に必要な関連業務

- (a) 衛生管理業務
- (b) 外構管理業務
- (c) 保安管理業務
- (d) 非常時対応業務

- (e) 見学者対応、パンフレット等作成業務
- (f) 住民対応業務（技術提案書に基づいて実施される事業の内容に対する要望、訴訟等への対応）
- (g) スtockマネジメント計画策定に係る調査データの整理・協力
- f 事業終了時の市への引継ぎ業務
 - (a) 事業終了後に市が行う修繕・更新等への提案業務
 - (b) 市への引継ぎ業務
- (ウ) 任意事業
 - a 未利用地利活用業務

コ 本事業における市の業務範囲

- (ア) 事業用地の確保
- (イ) 下水汚泥の供給
- (ウ) ユーティリティの供給・確保（電力の供給（分岐盤を事業者が設置し確保する場合。ただし、停電時除く。）・上水の供給、二次処理水の確保）
- (エ) 排水の処理
- (オ) モニタリングの実施
- (カ) 住民対応（事業実施そのものや、市の提示条件に対する要望・訴訟等への対応）
- (キ) 水処理維持管理業者と事業者との調整
- (ク) 大分県内の各自治体との調整
- (ケ) その他必要な業務

サ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から令和27年(2045年)3月末日までとする。

表1 事業スケジュール（予定）

内容	スケジュール
事業契約の締結	令和4年(2022年)1月
設計・建設期間（試運転期間含む）	事業契約締結日～令和6年(2024年)9月末日
施設の引き渡し	令和6年(2024年)9月末日
維持管理・運営期間	令和6年(2024年)10月1日～令和27年(2045年)3月末日

シ 事業者の収入

- (ア) 設計・建設業務の対価

市は、事業者に対して、本施設の設計・建設業務に係る対価を設計・建設期間中に年度ごとの出来高に応じて支払う。

なお、市は下水道事業に係る国の交付金等を活用する予定であり、事業者は、国の交付金の申請等に必要書類の作成等に協力するものとする。

(イ) 維持管理・運營業務の対価

市は、維持管理・運營業務に係る対価を維持管理・運営期間にわたって事業者に支払う。

支払い方法の詳細については別紙1に示す。

(ウ) 固形燃料の有効利用による収入

事業者は、市から固形燃料を全量有価で買い取ったうえで、維持管理・運営期間にわたり全量有効利用するものとし、この有効利用に際して得られた収入は全て事業者の収入とする。

なお、副生成物の処分費（運搬費を含む。）は、事業者の負担とする。

支払い方法の詳細については別紙3に示す。

(エ) 提案上限価格

本事業の提案価格は、設計・建設業務に係る対価及び維持管理・運營業務に係る対価を単純合計した金額とし、次のすべてを満たすものとする。

- ① 設計・建設費の上限は 5,000,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）とする。
- ② 維持管理・運営費の上限は、7,000,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）とする。
- ③ 提案価格（①及び②の合計）の上限は、12,000,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）とする。

ただし、提案価格は、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、維持管理・運営委託契約書（案）（以下「各契約書（案）」という。）に規定する物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税相当額を含まない。

また、固形燃料の買取り価格の下限は、固形燃料 1t あたり 100 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

ス 本事業に関する要求水準

本事業の対象となる設計・建設から維持管理・運営までの業務（以下「各業務」という。）において、市が求めるサービスの項目及び達成水準は、募集要項、要求水準書等に提示する。

3 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集及び選定に関する基本的事項

ア 基本的な考え方

本事業は、各業務を通じて効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者には幅広い能力・ノウハウが必要であるため、事業者の選定にあたっては、市の負担額、提案されるサービス内容等を総合的に評価する。

イ 選定の方法

本事業における事業者の募集及び選定は、透明性・公平性・競争性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行う。

ウ 選定における評価について

現在、市が設置している学識経験者及び市職員から構成される「大分市下水汚泥燃料化事業に係る事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において、提案内容の評価基準に関する検討及び応募者が提出する技術提案書の評価を行う。

エ 優先交渉権者の決定方法

（ア）参加資格の確認

市は、応募者からの参加表明書及び参加資格審査申請書類をもとに、参加資格要件の具備、業務担当企業の実績等について確認する。参加資格が確認できない場合は失格とする。

a 参加資格（技術提案に関する要件を除く。）の確認

参加希望者から提出された参加表明書及び参加資格審査に必要な書類により、技術提案に関する要件を除く参加資格を確認する。

募集要項等に示す参加資格要件を満たしていない場合は、参加資格がないものとする。

b 参加資格（技術提案に関する要件）の確認

技術提案書（技術対話により技術提案書の改善がなされた場合は、再技術提案書。以下同じ。）について、各様式に記載された内容が、要求水準に示す最低限の要求要件をすべて満たしていること、そして実現性や安全性等に係る技術的所見が適正であることを確認する。

技術提案の内容に最低限の要求要件を満たさない事項がある場合や技術的所見が適正であると判断できない場合は、参加資格がないものとする。

（イ）提案価格及び技術提案内容による評価

委員会は、提案価格に基づいた価格評価点及び技術提案内容に基づいて評価された技術評価点により総合的に評価する。その評価を踏まえて市が優先交渉権者を決定する。

なお、詳細は別添「優先交渉権者選定基準」参照。

オ 公募の中止等

競売妨害又は談合行為の疑いがあるとき、不正又は不誠実な行為等により公募を公正に執行できないと認められるとき、又は応募者がいないときは、再公募又は公募の取り止め等の対応を取る場合がある。

(2) 募集及び選定の手順に関する事項

ア 募集及び選定のスケジュール

募集及び選定スケジュール（予定）は、以下のとおり。

表 2 募集及び選定スケジュール（予定）

日程	内容
令和3年4月20日	募集要項等の公表
令和3年4月26日～28日	参加資格に関する質問の受付
令和3年5月14日	参加資格に関する質問の回答
令和3年5月17日～21日	参加資格を除く募集要項等に関する質問の受付
令和3年6月25日	参加資格を除く募集要項等に関する質問の回答
令和3年6月28日～7月2日	参加表明書の受付
令和3年7月16日	参加資格審査結果の通知（技術提案に関する要件を除く）
令和3年7月30日	競争的対話（任意）
令和3年8月30日～9月3日	技術提案書の受付
令和3年9月30日	技術対話（必須）
令和3年10月18日～22日	再技術提案書の受付
令和3年11月2日	プレゼンテーション
令和3年11月17日	優先交渉権者の決定及び公表
令和3年12月上旬	基本協定の締結
令和4年1月下旬	本事業に係る契約の締結
令和4年2月	本施設整備着手

イ 参加資格に関する質問の受付及び回答の公表

本事業への参加を希望する者（法人に限る。）からの、参加資格に関する質問の受付及び回答の公表を次のとおり行う。

(ア) 質問の受付方法

質問は、「参加資格に関する質問・意見書」（様式 1-1）に必要事項を記載の上、8（2）に示す問合せ先への電子メールにて受け付ける。電子メールの件名には「参加資格に関する質問書」と記載しメール送付後に電話にて着信の確認を行うこと。

(イ) 受付期間

令和3年4月26日（月）から 令和3年4月28日（水）午後5時まで
また、上記に示す受付期間に未着の場合は、質問がなかったものとみなす。

(ウ) 質問に対する回答の公表

質問及びそれらに対する回答は、市ホームページにて公表する。ただし、質問の提出者名は公表しない。

回答公表日： 令和3年5月14日（金）

ウ 参加資格を除く募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

本事業への参加を希望する者（法人に限る。）からの、参加資格を除く募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表を次のとおり行う。

（ア）質問の受付方法

質問は、募集要項等に関する質問（参加資格に関する質問を除く）を様式 1-2～様式 1-9 に必要事項を記載の上、8（2）に示す問合せ先への電子メールにて受け付ける。電子メールの件名には「参加資格を除く募集要項等に関する質問書」と記載しメール送付後に電話にて着信の確認を行うこと。

技術提案内容やノウハウの流出防止を目的として個別に回答を希望する場合は、質問の内容欄の文頭に【個別回答希望】と記載すること。ただし、質問の内容が一般的である場合や、提案内容等に密接に関連せず質問者から公表の了承を得られた場合は、質問の内容及び回答を公表する。

（イ）受付期間

令和3年5月17日（月）から 令和3年5月21日（金）午後5時まで
また、上記に示す受付期間に未着の場合は、質問がなかったものとみなす。

（ウ）質問に対する回答の公表

質問及びそれらに対する回答は、市ホームページにて公表する。ただし、質問の提出者名は公表しない。

回答公表日： 令和3年6月25日（金）

エ 参加表明書の受付

本事業への参加を希望する者（法人に限る。）は、参加資格審査に関する書類を次のとおり提出し、市の確認を受けること。

（ア）提出書類

別添「様式集」に示す。

（イ）提出方法

参加表明書及び参加資格確認申請書は、8（2）に示す問合せ先へ持参または郵送※により提出すること。

郵送の場合は「大分市下水汚泥燃料化事業 プロポーザル関係書類在中」と朱書きの上送付すること。なお、郵送に伴う書類等の紛失・破損等について市は一切責任を負わない。郵送した場合は、到着したか市に確認の連絡をすること。

※郵送とは必ずしも日本郵便（株）による配達サービスを指定するものではなく、宅急便等の集荷・配達記録が残る配達サービスも使用することができる。（以下同様。）

（ウ）受付期間

令和3年6月28日（月）から 令和3年7月2日（金）午後5時まで必着。

持参の場合は、上記期間の午前 8 時 30 分から午後 5 時の間に持参すること。

オ 参加資格審査結果の通知（技術提案に関する要件を除く）

参加資格審査の結果は、令和 3 年 7 月 16 日（金）までに参加資格審査の確認申請書を提出した代表企業に対して電子メール及び書面により通知する。

カ 参加資格審査結果への理由説明の受付及び回答

参加資格がないと通知された者は、市に対して参加資格がないとされた理由について説明を求めることができる。

(ア) 受付方法

電子メールに「参加資格がないと認めた理由の説明要求書」（様式 2-10）を添付し、8（2）に示す問合せ先へ送付すること。電子メールの件名には「参加資格審査結果への理由説明の申出」と記載しメール送付後に電話にて着信の確認を行うこと。

(イ) 受付期間

令和 3 年 7 月 20 日（火）午後 5 時まで

(ウ) 理由説明への回答

市は説明を求められた場合、令和 3 年 8 月 6 日（金）までに説明を求めた代表企業に対して電子メールにより回答する。

キ 競争的対話の実施

市は、参加資格審査通過者との間で競争的対話の場を設ける。この対話は、市及び応募者が十分な意思疎通を図ることにより、応募者が本事業の趣旨、市の要求水準書等の意図を理解することを目的としている。

(ア) 競争的対話への参加申込方法

市は、参加資格審査に合格した申請者に対し、「競争的対話実施要領」を配布する。参加資格審査通過者のうち、対話を希望する者は「競争的対話実施要領」に従い、8（2）に示す問合せ先へ電子メールにより参加申し込みをすること。

電子メールの件名には「競争的対話への参加申込」と記載しメール送付後に電話にて着信の確認を行うこと。

なお、競争的対話への参加は応募者の任意であり、対話参加の有無によって以後の本プロポーザルへの参加を妨げられるものではない。

(イ) 受付期間

令和 3 年 7 月 21 日（水）午後 5 時まで

また、上記に示す受付期間に未着の場合は、申し込みがなかったものとみなす。

(ウ) 競争的対話における議題・質問等の受付

市は、競争的対話の実施に先立ち、競争的対話における議題・質問等を受け付ける。

また、市及び応募者の相互の意思疎通を円滑に図るために、必要がある場合は、応募

者が対話の場で図面、資料等を提示することも可能とする予定である。ただし、技術提案に関する事項については技術提案書にて提出すること。本対話では、技術提案内容に関する質問等は受け付けない。

対話における議題・質問等は前述の「競争的対話への参加申込」と併せてメールにて提出すること。

(エ) 競争的対話実施日

令和3年7月30日(金)

日時、場所の詳細は追って通知する。

ク 技術提案書の受付

参加資格の確認を受けた応募者は、技術提案書を次のとおり提出すること。

(ア) 提出書類

別添「様式集」に示す。

(イ) 提出方法

技術提案書は、8(2)に示す問合せ先へ持参または郵送により提出すること。

郵送の場合は「大分市下水汚泥燃料化事業 プロポーザル関係書類在中」と朱書きの上送付すること。なお、郵送に伴う書類等の紛失・破損等について市は一切責任を負わない。郵送した場合は、到着したか市に確認の連絡をすること。

(ウ) 受付期間

令和3年8月30日(月)から令和3年9月3日(金)午後5時まで必着。

持参の場合は、上記期間の午前8時30分から午後5時の間に持参すること。

ケ 技術対話の実施

市は、技術提案書の提出者との間で技術対話の場を設ける。この対話は、対話を通して市が提案内容の確認、要求水準の未達の指摘及び補足資料の提出を求めることで、応募者に技術提案書を改善する機会を与えることを目的としている。

(ア) 技術対話参加者

技術提案書を提出したすべての応募者を対象に実施する。

(イ) 技術対話実施日

令和3年9月30日(木)

日時、場所の詳細は追って通知する。

コ 再技術提案書の受付

技術対話を受けた応募者は、必要に応じて再技術提案書を次のとおり提出すること。

なお、技術的対話での指摘事項以外の項目についても改善・修正は可能とする。

(ア) 提出書類

別添「様式集」に示す。

(イ) 提出方法

再技術提案書は、8 (2) に示す問合せ先へ持参または郵送により提出すること。

郵送の場合は「大分市下水汚泥燃料化事業 プロポーザル関係書類在中」と朱書きの上送付すること。なお、郵送に伴う書類等の紛失・破損等について市は一切責任を負わない。郵送した場合は、到着したか市に確認の連絡をすること。

(ウ) 受付期間

令和3年10月18日(月)から令和3年10月22日(金)午後5時まで必着。

持参の場合は上記期間の午前8時30分から午後5時の間に持参すること。

サ プレゼンテーション及びヒアリングの実施

市は、技術提案書を提出したすべての応募者に対して、プレゼンテーションの実施及び委員会による技術提案書に対するヒアリングへの出席を求める。

(ア) プレゼンテーション及びヒアリング実施日

令和3年11月2日(火)

日時、場所の詳細は追って通知する。

(イ) プレゼンテーション及びヒアリングの方法等

プレゼンテーション及びヒアリングの方法、時間配分等は技術提案書を提出した応募者の代表企業に対し、追って通知する。

シ 優先交渉権者の決定及び公表

(ア) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

市は、委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

(イ) 結果及び評価の公表

市は、委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、令和3年11月17日(水)に市の公式ホームページにおいて公表する。

ス 応募の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた応募者が応募を辞退する場合は、技術提案書提出期限までに、「応募辞退届」(様式3-1)を、8 (2) に示す問合せ先まで提出すること。

セ 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に応募者がいない、またはいずれの応募者も市の財務負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をDBO方式で行うことが妥当ではないと市が判断した場合には、事業者を選定しない旨を速やかに公表する。

(3) 応募者の備えるべき参加資格要件

ア 応募者の構成等

(ア) 応募者の構成

応募者は、設計企業、建設企業及び維持管理企業を含む応募グループであること。
なお、同一の者が複数の業務にあたることは妨げない。

(イ) 代表企業、構成企業及び協力企業の構成

応募者は、参加資格の確認に必要な書類の提出時に構成企業及び協力企業それぞれの企業の名称、本店の所在地、本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。また、構成企業の中から代表企業を定め、代表企業が参加資格の確認に必要な書類の提出及び応募手続を行うこと。

(ウ) 出資の条件

構成企業による出資比率の合計が全体の 50%を超えるものとし、代表企業の出資比率は出資者中最大とすること。なお、構成企業以外の者が SPC の出資者となることは可能であるが、事業期間全体にわたって、当該出資者による出資比率は出資額全体の 50%を超えてはならない。また、原則として全ての出資者は事業契約が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、事前に書面で市の承諾を得ている場合を除き、譲渡や担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(エ) 構成企業及び協力企業の条件

応募者の構成企業及びこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連のある者は、ほかの応募者の構成企業及び協力企業になることはできない。なお、「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 50%を超える株式を有し、又はその出資総額の 50%を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。(以下同じ。)

(オ) 応募者を構成する者の変更について

参加申請書類の提出から事業契約の締結に至るまで、応募グループを構成する者の追加・変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認める場合はこの限りではない。

イ 各業務を行う者の参加資格要件

(ア) 応募者の参加資格要件 (共通)

以下のいずれかに該当する者は、応募者となることはできない。

- a 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- b 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から優先交渉権者の選定が終了するまでの期間に、大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領(平成 12 年大分市告示第 477 号)に基づく指名停止措置を受けている者。

- c 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から優先交渉権者の選定が終了するまでの期間に、暴力団排除に関する措置要綱（平成 24 年大分市告示第 377 号）に基づく排除措置を受けている者。
- d 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限以前 3 月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者。
- e 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- f 2（1）に記載の委員会の委員及び委員を辞した者と資本面又は人事面において関連がある者。実施方針（案）公表日から基本協定締結まで本事業に関わって当該委員及び委員を辞した者に接触を試みた者。
- g 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。
 - ・日本水工設計株式会社
 - ・日比谷パーク法律事務所

（イ）応募者の参加資格要件（業務別）

代表企業、構成企業及び協力企業のうち「設計企業」「建設企業」「維持管理企業」は、上記（ア）の要件の他にそれぞれ以下の参加資格要件を満たすこと。

- a 設計企業
 - (a) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - (b) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「下水道法」という。）第 22 条に規定された資格を有する者を配置できること。
 - (c) 土木・建築構造物の設計に関する業務に当たる者は、平成 18 年度以降に、下水処理場等の土木構造物又は建築構造物の設計業務に関する実績を有すること。
 - (d) 機械設備の設計に関する業務に当たる者は、平成 18 年度以降に固形燃料化施設（又は熱処理として類する乾燥、炭化、焼却及び溶融）を設計した実績を有すること。
 - (e) 電気設備の設計に関する業務に当たる者は、平成 18 年度以降に、下水処理場

等の電気設備の設計業務に関する実績を有していること。

- (f) 大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱(平成 17 年大分市告示第 1616 号)により、測量及び建設コンサルタント等又は建設工事(業種区分は問わない)の入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (g) 設計企業が単独の場合は、上記(a)から(f)のすべての要件を満たすこと。複数の場合は(b)、(f)の要件はすべての者が満たした上で、建築構造物の設計に関する業務に当たる者は(a)及び(c)を、土木構造物の設計に関する業務にあたる者は(c)を、機械設備の設計に関する業務に当たる者は(d)を、電気設備の設計に関する業務に当たる者は(e)の要件を満たすこと。

b 建設企業

- (a) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。)第 3 条の規定による、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事及び土木一式工事につき、一般建設業又は特定建設業の許可を有していること。ただし、建設工事に関する業務に当たる者が複数である場合は、複数の者で満たせば良いものとする。
- (b) 大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱(平成 17 年大分市告示第 1616 号)により、下記の業種区分について、入札参加資格の認定を受けている者であること。土木工事に従事する者は土木一式工事、建築工事に従事する者は建築一式工事、機械設備の建設に従事する者は機械器具設置工事、電気設備の建設に従事する者は電気工事の業種区分の認定を受けていること。
- (c) 土木・建築工事に従事する者は、市内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)があること。
- (d) 土木工事に従事する者は市の入札参加資格において土木一式工事が A 等級に格付けされていること。
- (e) 機械設備の建設に関する業務に当たる者は、平成 18 年度以降に固形燃料化施設(又は熱処理として類する乾燥、炭化、焼却及び熔融)を元請として施工した実績を有すること。(要求水準書 3-6 に示す実績として認められる工事を実施したものがあること。)ただし、機械設備の建設工事に関する業務に当たる者が複数である場合は、少なくとも 1 者が満たせば良いものとする。
- (f) 電気設備の建設に関する業務に当たる者は、平成 18 年度以降に、下水処理場等の電気設備を元請として施工した実績を有すること。
- (g) 上記(e)の要件を満たす者の少なくとも 1 者は、SPC に対する出資を行うこと。
- (h) 建設業法第 26 条に規定される技術者(参加表明書、資格審査書類を受付した日以前 3 ヶ月以上の雇用関係がある者^{※1})を当該工事に配置できること。

※1 新型コロナウイルス感染症対策のため、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合又は配置予定技術者が新型コロナウイルス感染症に罹患したため、

当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合は、3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないものとする。

c 維持管理企業

- (a) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和 56 年大分市告示第 258 号）により、入札参加の認定を受けている者であること。
- (b) 下水道法第 22 条第 2 項に規定する政令で定める資格者を配置できること。
- (c) 平成 18 年度以降に、固形燃料化（又は熱処理として類する乾燥、炭化、焼却及び溶融）施設の維持管理業務実績（1 年以上）を有すること。
- (d) 維持管理企業が単独の場合は、(a)から(c)すべての要件を満たすこと。複数の者で実施する場合は、上記(a)及び(b)についてはすべての者が満たすこととし、(c)については、少なくとも 1 者が満たせば良いものとする。
- (e) 上記(c)の要件を満たす者の少なくとも 1 者は、SPC に対する出資を行うこと。

d その他の企業

上記 a～c に示す業務以外の業務を実施する企業が構成企業又は協力企業として参画する場合は、令和 3 年度に市が発注する契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。

ウ 参加資格の確認基準日以降の取り扱い

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受け付けた日とする。

応募者が参加資格審査基準日以降に参加資格を欠く事態が生じた場合は参加資格を取り消し、又は事業契約を締結しない場合がある。対応の詳細は下記のとおりとする。

(ア) 代表企業が参加要件を欠くこととなった場合

代表企業が参加要件を喪失した場合は当該応募グループの参加資格を取り消し、又は当該優先交渉権者と事業契約を締結しない。いずれの場合も、市は一切の費用負担を負わない。

(イ) 応募グループの代表企業以外の企業が参加要件を欠くこととなった場合

a 参加資格の確認基準日の翌日から優先交渉権者決定日までの期間

当該応募グループが参加資格を欠いた構成企業又は協力企業に代わって、参加資格を有する構成企業又は協力企業を補充し、参加資格等を確認の上、市が認めた場合は、参加できるものとする。

b 優先交渉権者決定日の翌日から事業契約締結日までの期間

当該優先交渉権者が、参加資格を欠いた構成企業又は協力企業に代わって、参加資格を有する構成企業又は協力企業を補充し、市が参加資格の確認及び設立予定の SPC の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該優先交渉権者と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成企業又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業又は協力企業が参加資格を欠いた日とする。

(4) 提出書類の取り扱い

エ 著作権

技術提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市が本事業において公表等が必要と認めるときは、市は技術提案書の全部又は一部を応募者の許諾を得た範囲において使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、市は事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しない。

オ 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として応募者が負うものとする。

4 事業契約に関する事項

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者として選定された者は、速やかに市と協議を行い、協議が整った場合には、基本協定を市と締結しなければならない。

(2) 基本契約の締結

優先交渉権者は、本事業における設計・建設、維持管理・運営に係る基本契約を市と締結しなければならない。

(3) 建設工事請負契約の締結

設計企業、建設企業又は建設JVは、基本契約に基づき、本施設の設計・建設に係る建設工事請負契約を市と締結しなければならない。

(4) SPCの設立

優先交渉権者又は優先交渉権者となった応募グループの構成企業は、本事業の維持管理・運営を実施するSPCを令和4年1月末までに、会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社として大分市内に設立し、商業登記簿謄本を市に提出しなければならない。

当該SPCに出資する者は、事業契約が終了するまで、SPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(5) 維持管理・運営委託契約の締結

SPC は、基本契約に基づき、本施設の維持管理・運営（固形燃料の売買に係るものを含む）に係る維持管理・運營業務委託契約を市と締結しなければならない。

(6) 次点交渉権者との協議

ア 事業契約の内容に関する協議が成立しない場合

市は、事業契約の内容に関する協議が成立しない場合、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行うことがある。

イ 事業契約締結までに優先交渉権者が応募資格を欠くに至った場合

市は、事業契約締結までに優先交渉権者が参加資格要件を欠くに至った場合は、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行うことがある。

(7) 費用の負担

各契約書の作成に係る優先交渉権者又は事業者側の弁護士費用、印紙代等、契約書の作成に要する費用は、優先交渉権者又は事業者の負担とする。

(8) 契約保証金

事業者は、建設工事請負契約に係る契約保証金として、建設工事請負契約に係る契約金額の10分の1以上の額を納付しなければならない。また、維持管理・運営委託契約に係る契約保証金として、契約期間における各年度の開始日までに、当該年度に係る委託料金額の予定支払額の10分の1以上の額を納付しなければならない。

ただし、有価証券等の提供又は銀行等による相応の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 責任分担に関する基本的な考え方

市と事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉でかつ質の高いサービスの供給を目指すものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

責任分担の程度や具体的な内容については、各契約書（案）に示す。

(3) モニタリングの実施

市は、事業者が要求水準書、技術提案書及び契約書に規定した業務を確実に遂行し、

サービス水準を達成しているか否かを確認するため、モニタリングを実施する。

なお、モニタリングに必要な費用は原則として市が負担するが、モニタリングに必要な書類の整備等については、事業者の責任及び費用負担により行うこととする。

ウ 設計・建設段階

市は、事業者が実施する設計・建設業務が市の定める要求水準書、技術提案書及び契約書に定める性能に適合するものであるか否かについて確認を行う。

エ 施設引渡し段階

市は、建設工事の完成時に事業者から本施設の引渡しを受けるにあたり、事業者により建設された本施設等が要求水準書、技術提案書及び契約書に定める性能を満たしているか完成検査を行う。

オ 維持管理・運営段階

市は、事業者の実施する維持管理・運營業務について、定期的に確認を行う。

カ モニタリング結果への対応

モニタリングの結果、事業者の実施する各業務が要求水準書、技術提案書及び契約書のサービス水準を満たしていないと判明した場合、市は事業者に業務内容の速やかな改善を求めるとともに、各業務の未達成の度合いに応じて支払額の減額等を行う。事業者は、市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

キ モニタリングの方法及び内容等

詳細なモニタリングの方法及び内容等については、別紙2「モニタリング及び事業費の減額等の基準と方法」に示す。

(4) 事業終了後の措置

事業者は、事業期間終了時に本施設を市の定める要求水準を満足する状態で、市に引継ぐものとする。

4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地に関する事項

項目	内容
所在地	大分市大字志村 2500 番地の 1
敷地面積	57,507m ²
事業用地面積	8,300m ²
都市計画区域	区域内

市街化区域	区域内
用途地域	準工業地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）
防火地域	指定なし（法 22 条区域）
景観エリア	市街地エリア

5 事業契約等又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約等又は基本協定の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に定める具体的措置を行うこととする。

また、事業契約に関する紛争については、大分地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合、事業契約に定める事由ごとに、市又は事業者の責任に応じて、必要な措置を講じるものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ク モニタリング結果に基づく是正措置等

市は、事業者が事業契約で定める条件に違反した場合、又は事業者の実施する業務が要求水準を満たさないと判断した場合には、事業者に対して業務の改善勧告及び支払額の減額等を行うことができる。

ケ モニタリング結果に基づく契約解除

市は、業務の改善勧告を行ったにもかかわらず、事業者が一定の期間内に改善措置を講じなかった場合、又は改善することができなかった場合には、市は事業契約を解除することができる。

また、市は事業者が改善措置を講じてもおお、各業務の実施に重大な障害の発生が懸念される場合、又は業務遂行能力の回復が困難であると判断した場合には、事業契約を解除することができる。ただし、市は事業契約を解除する前に、事業者に対して一定の猶予期間を与える場合がある。

コ 事業者の倒産等による事業契約の解除

事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、市は事業契約を解除することができる。

サ 損害賠償

イ及びウにより事業契約が解除された場合、事業契約に定めるところに従い、市は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

シ 事業契約の解除

市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。

ス 損害賠償

前号により事業契約が解除された場合、事業契約に定めるところに従い、事業者は市に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市及び事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議するものとする。

一定の期間内に協議が整わない時は、それぞれの相手に事前に書面によりその旨を通知することにより、市及び事業者は契約を解除することができるものとする。

(4) その他

その他本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

(2) 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努める。

(3) その他の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等を取得する場合、市は可能な範囲で必要な協力を行う。

8 その他事業の実施に関し必要な事項

(1) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

(2) 問合せ先

大分市上下水道局上下水道部下水道施設管理課
〒870-0045 大分県大分市城崎町1丁目5番20号
電話 : 097-537-5642
E-Mail : gsi-syorijo@city.oita.oita.jp

別紙1 維持管理・運營業務委託費の構成及び支払方法

1. 維持管理・運營業務の対価

(1) 維持管理・運營業務委託費の構成

表3 維持管理・運營業務委託費の構成

年度	期間	固定費	変動費	合計
令和●年度	4月			
	5月			
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
	1月			
	2月			
	3月			
合計				

なお、支払は四半期ごとなども可能とし、詳細は市との協議により決定する。以下では、毎月支払いとした場合の算出方法を示す。

ア 固定費

維持管理・運營業務のうち固定費は、人件費、SPC運営費など、汚泥処理量にかかわらず生じる固定的な費用を指し、維持管理・運営期間中の毎月支払う。

固定費は年度ごとに一定額を支払うものとし、下記の式により算出する。

なお、維持管理期間の開始が当初の予定から遅れた場合や維持管理を行わなかった期間がある場合には、日割り計算による減額を行うものとし、日割り計算は1年を365日として計算する。

$$\text{固定費（円/月）} = \frac{\text{年あたりの維持管理費（固定費）（円/年）}}{\div 12 \text{（月/年）}^{\ast}}$$

※令和6年度は6（月/年）。

イ 修繕費・改築費

修繕費及び改築費は、修繕又は改築完了後に、市と事業者の契約した額に基づき支払う。なお、計画下水汚泥供給量の変更に伴い契約が不相当となった場合は、両者の協議により変更する。

ウ 変動費

維持管理・運営業務のうち変動費は薬品費、燃料費など、汚泥処理量により変動する費用を指し、従量制で維持管理・運営期間中に毎月支払うものとする。

上水は大在水資源再生センターから調達し、電気については、大在水資源再生センターの引込から分岐する場合は大在水資源再生センターから調達し、別受電とする場合は事業者自らが調達する。燃料、薬品等は事業者自らが調達する。

変動費は下記の式により算出する。

$$\text{変動費 (円/月)} = \text{汚泥処理量 (t-wet/月)} \times \text{変動費単価 (円/t-wet)}$$

(2) 維持管理・運営業務委託料の支払方法

維持管理・運営業務委託料は、令和6年10月から令和27年3月までの20年6か月間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、事業者に対して毎月支払うものとする。

事業者は、業務月間報告書を毎月業務終了後、翌月5日までに提出し、市は、当該業務月間報告書の提出を受けた日から10日以内に、承諾するときはその旨を、承諾しないときはその内容を、文書等により通知する。

事業者は、業務月間報告書について市の承諾を得た後速やかに、当該月に係る各業務月間報告書に基づいた当該月の維持管理・運営業務委託料に係る請求書を市へ提出する。市は、請求書を受理した日から30日以内に、維持管理・運営業務委託料を支払うものとする。

2. ユーティリティ費の負担について

電気料金、水道料金、電気保安手数料は市が負担する。その他のユーティリティ費（燃料費、薬品費等）は事業者の負担とする。

なお、価格評価にあたり別紙「優先交渉権者選定基準」に基づき提案電気料金を算出すること。

実際の汚泥処理にかかった電気料金単価（＝電気料金^{*}／実際の汚泥処理量）が提案電気料金単価（＝提案電気料金／予定処理量）を上回った場合は、上回った電気料金相当額を差し引いた額を委託料として支払う。

※水処理維持管理業者あるいは市が支払う電気料金の明細書に基づいて、市が算出した本事業の電気料金

3. 物価変動等による維持管理・運營業務の対価の見直し

(1) 見直しの時期

維持管理・運營業務委託費について一定以上の物価変動等が生じた場合、維持管理・運營業務委託費の見直しを行う。この見直しに係る調査は、原則として年1回とし、毎年度7月に翌年度以降の維持管理・運營業務委託費について行うものとする。

また、見直しは毎年度行うが、契約変更は基本的に3年に1回行うものとする。また、大幅な物価変動により事業に支障をきたす場合は、上記によらず協議を申し出ることができる。

(2) 見直しの条件

維持管理・運營業務委託費を構成する費用項目に対応した指標の変化率(α)及び各費用項目の額から算出される物価変動等による当該年度の翌年度以降の維持管理・運營業務委託費の変動率(β)が、 ± 1.5 パーセントを超える場合に見直しを行うものとする。

価格の変動は様式5-5に基づく契約額を対象に行う。

(3) 算出方法

次に従い、当該年度の翌年度以降の維持管理・運營業務委託費を決定する。

ア 物価変動等の指標

費用項目に対応した物価変動等の指標は次のとおりとする。当該指標は、事業者の行う提案について、合理性及び妥当性があると市が認める場合に限り、市と事業者間で協議を行い見直すことができる。なお、各指標は、各年度の6月末日において入手できる最新の資料によるものとし、直近12か月の平均値(毎月更新されない指標は、直近一年間の平均値又は直近の値)とする。

ただし、再エネ賦課金については次年度の単価が決定した時点で見直す。

表 4 物価変動の指標

費用項目		物価変動等の指標
固定費	人件費	公共工事設計労務単価（大分県 全職種平均）
	その他	優先交渉権者決定後、市と優先交渉権者の協議により合理的に設定する。
修繕費・改築費		公共工事設計労務単価（大分県 全職種平均）
変動費単価	燃料費	国内企業物価指数の該当する燃料種類（日本銀行調査統計局）
	薬品費	国内企業物価指数の該当する薬品種類（日本銀行調査統計局）

注) 上記によらない費用は、優先交渉権者決定後、市と優先交渉権者の協議により合理的に設定する。

イ 指標の変化

費用項目に対応する指標の変化率は、当該費用項目に係る当該年度の指標を、最後に運營業務委託費の見直しを行った年度の指標（初めて維持管理・運營業務委託費の見直しを行う場合にあつては、令和 5 年度の指標（令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月までの平均値））で除して算出する。

$$\alpha = \left(\frac{\text{見直し時における最新の指標（直近 12 か月の平均値）}}{\text{最後に見直しを行った年度の指標（直近 12 か月の平均値）}} - 1 \right) \times 100$$

α : 変化率 (%)

※ α は、小数点第 2 位未満切り捨てとする。

ウ 当該年度の翌年度以降の維持管理・運營業務委託費

次式により、当該年度の翌年度以降の維持管理・運營業務委託費の変動率を算出する。

$$\beta = (Y / X - 1) \times 100$$

β : 変動率 (%)

X : 物価変動等考慮前の当該年度の翌年度以降の維持管理・運營業務委託費

Y : 物価変動等考慮後の当該年度の翌年度以降の維持管理・運營業務委託費

※ Y は、年間計画処理量に対する X の各費用項目の額に、イで求めた各指標の α を各費用項目に乗じて算出する。なお、各費用項目の額の算出にあたっては、1 円未満切り捨てとする。

上記の式により算出した β が ± 1.5 パーセントを超える場合、維持管理・運営固定費及び維持管理・運営変動費単価の見直しを行うものとし、当該年度の翌年度以降の維持管理・運営業務委託費はYを採用する。

また、 β が ± 1.5 パーセントを超えない場合、当該年度の翌年度以降の維持管理・運営業務委託費はXとし、維持管理・運営固定費及び維持管理・運営変動費単価の見直しは行わない。

(4) 見直しに係る調査

事業者は、毎年度、各費用項目の変化率の計算に用いる指標について調査し、維持管理・運営業務委託費の見直し発生の有無にかかわらず、書面により発注者に通知すること。

(5) 例外的な見直し方法の採用

維持管理・運営固定費又は維持管理・運営変動費単価を構成する費用項目のうち、(1)から(3)までに定めるところによる見直し方法が適当でないとき発注者が認めたものについては、発注者と事業者が協議の上、別途見直し方法を定めるものとする。

別紙2 モニタリング及び事業費の減額等の基準と方法

1. モニタリングの基本的な考え方

(1) モニタリングの目的

モニタリングは、事業期間中、事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、かつ、要求水準書及び技術提案書で定める水準を達成しているか否かを確認するために実施する。併せて、モニタリングを通じて施設の状態を良好に保ち、本施設の性能を十分に発揮できる状態にすること並びにその維持を目指すものであり、モニタリング結果による委託料の減額を目的とするものではない。

上記目的を達成するため、市と事業者は、相互に協力して利用者にサービスを提供していることを意識し、対話を通じて意思疎通や認識の統一を図ることを常に念頭に置かなければならない。

(2) モニタリング実施計画書の作成

市は事業者が提供するサービスに対して、市が策定するモニタリング実施計画書に基づきモニタリングを実施する。モニタリング実施計画書は、事業者が作成するセルフモニタリング実施計画書の内容を考慮し、モニタリングの時期、内容、実施体制、手順、評価基準等を規定する。

(3) 実施時期

市は次の時期においてモニタリングを実施する。

ア 設計・建設段階

市は、事業者が実施する設計・建設業務が市の定める要求水準書、技術提案書及び契約書に定める性能に適合するものであるか否かについて確認を行う。

イ 施設引渡し段階

市は、建設工事の完成時に事業者から本施設の引渡しを受けるにあたり、事業者により建設された本施設等が要求水準書、技術提案書及び契約書に定める性能を満たしているか完成検査を行う。

ウ 維持管理・運営段階

市は、事業者の実施する維持管理・運營業務について、定期的に確認を行う。

(4) モニタリングの費用負担

市が実施するモニタリングに係る費用は市が負担し、事業者が自ら実施するセルフモニタリング及び書類作成等に係る費用は事業者が負担する。

2. 設計・建設に関するモニタリング

(1) 設計業務に関するモニタリング

ア 設計業務着手時

事業者は設計の着手にあたって、実施体制、業務工程、設計方針、調査計画等の内容を記載した業務計画書を市に提出すること。市はその内容について確認を行う。

イ 設計業務期間中

設計業務期間中、市は、業務計画書、各契約書、募集要項等又は事業者提案に従って設計業務が行われていることを確認するため、中間確認を求められることができる。その際、市は事業者に事前に通知するものとし、事業者は必要な説明や報告を行うなど中間確認の実施に協力すること。

ウ 設計業務完了時

事業者は、要求水準書 4-2-4 に示す図書を市に提出すること。市はその内容について完成検査を実施する。

(2) 建設業務に関するモニタリング

ア 建設業務着手時

事業者は、工事の着手前に市と協議の上、実施体制、工事工程、仮設計画、施工管理、品質管理、安全管理等の内容を記載した施工計画書を作成し、市に提出すること。市はその内容について確認を行う。

イ 建設業務期間中

(ア) 事業者は、工事の進捗状況を管理、記録及び把握するとともに工事の管理に関する報告書（管理日報、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況、器材・施工検査記録及びその他市が求める内容を含む）を作成し、工事の施工状況について市に報告すること。市は適宜工事内容、状況を確認することができ、その結果、要求水準書、技術提案書、実施設計図書に定める性能水準に適合しないと判断した場合には改善措置等を求める。

(イ) 事業者は、総合試運転及び性能試験の要領を記載した総合試運転計画書及び性能試験計画書を作成し、市に提出すること。市はそれらの内容について確認を行う。

また、事業者は、総合試運転、性能試験それぞれの期間中、市に運転日報を提出し、総合試運転、性能試験それぞれの終了後、市に総合試運転報告書、性能試験報告書を提出すること。市はそれらの内容について確認を行う。

ウ 出来高検査時

事業者は、各事業年度終了時に出来高報告書を作成し、市に提出すること。市はその内容について確認を行う。

エ 工事完成時

事業者は、工事の完成時に、完成図書として要求水準書 4-3-4 に示す書類を提出すること。市はその内容について完成検査を実施する。

(3) 要求水準を満たしていない場合の措置

ア 改善要求

(ア) 業務改善計画書の確認

市は、モニタリングの結果、設計・建設業務が要求水準書及び技術提案書で定める水準を満たしていないと判断した場合は、事業者に対して直ちに適切な是正措置を行うよう改善要求し、事業者は、定められた期限内に改善策、改善期限等を記載した業務改善計画書を市に提出し、承諾を得ること。

なお、市は事業者が提出した業務改善計画書が、要求水準書及び技術提案書で定める水準を満たしていない状態を改善・復旧できる内容と認められない場合は、業務改善計画書の変更、再提出を求めることができる。

(イ) 改善措置の確認

事業者は、市の承諾を得た業務改善計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、市に報告すること。

市は、改善期限到来後も改善・復旧が確認できない場合は、再度の改善要求を行うことができる。

イ 契約の解除

市は上記(イ)の再度の改善要求を行い、これによっても改善・復旧が見込まれない場合は、事業契約を解除することができる。

3. 維持管理・運営に関するモニタリング

(1) モニタリングの方法

市は、事業者が提供するサービスに対してモニタリングを実施する。ただし、市が事業者に対して行うモニタリングの方法は、事業者が提供するサービスの方法に依存するため、モニタリングの方法についての詳細は事業契約締結後に策定するモニタリング実施計画書において確定する。

ア モニタリングに係る提出書類

(ア) 年間維持管理計画書の提出

毎年度の開始の 30 日前までに、要求水準書 5-2-2 (1) に示す本施設の維持管理の内容を記載した年間維持管理計画書を提出し、市の確認を受けること。

(イ) 業務月間計画書の提出

要求水準書 5-2-2 (2) に示す当該月に係る業務月間計画書を毎月 1 週間前までに提出し、市の確認を受けること。

(ウ) 年間維持管理報告書の提出

要求水準書 5-2-2 (3) に示す当該年に係る年間維持管理報告書を、翌年度 4 月末日までに提出し、市の確認を受けること。

(エ) 月間維持管理報告書の提出

要求水準書 5-2-2 (4) に示す当該月に係る月間維持管理報告書を、翌月 10 日までに提出すること。報告書は、日単位でも把握できるように整理し、市が求める場合は日報として速やかに提出すること。

(オ) 長期改築修繕計画書の提出

毎年度の開始の 30 日前までに、要求水準書 5-2-2 (5) に示す長期改築修繕計画書を提出し、市の確認を受けること。市は長期改築修繕計画書を考慮しストックマネジメント計画を策定するため、事業者は計画策定に協力すること。

イ モニタリングの実施内容

(ア) 定期モニタリング

市は、維持管理・運営について継続的に確認するため、事業者が提出する月間維持管理報告書、年間維持管理報告書等に基づいて定期的にモニタリングを実施する。

(イ) 随時モニタリング

- a 市は必要に応じて随時、施設巡回、業務監視及び事業者に対する説明要求等を行い、直接、各業務の遂行状況を確認する。
- b 市は事業者に対し、説明要求及び立会いの実施を理由として、本施設の維持管理・運營業務の全部又は一部について、何ら責任を負うものではない。

(2) 要求水準書及び技術提案書で定める水準を満たしていない場合の措置

市はモニタリングの結果、維持管理業務が要求水準書及び技術提案書を満たしていないと判断した場合、次の手続きに従って措置を行う。

ア 是正勧告

市は、事業者の業務の内容が要求水準書及び技術提案書で定める水準を満たしていないと判断される事象が発生した場合、事業者に対して直ちに当該業務を是正するよう是正勧告を書面により行うとともに、是正レベルの認定を行い、事業者へ通知する。事業者は、直ちに是正処置と是正期限について市と協議を行うとともに、是正処置と是正期限等を記載した是正計画書を市に提出し、承諾を得ること。是正レベルの基準は、次のとおりとするが、具体的な判断は市が適宜行う。

レベル1：本事業及び大在水資源再生センターの水処理施設等の運営に軽微な支障をきたした場合等

レベル2：本事業及び大在水資源再生センターの水処理施設等の運営に重大な支障をきたした場合等

レベル3：市の承諾なく事業契約書等に反する行為を行った場合、不法行為、虚偽の報告を行った場合等

レベル	事象の例
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務書類の作成や報告の不備 ・ 市への連絡不備 ・ セルフモニタリングが計画通りに行われなかった場合 ・ 故障等による施設・設備の短期間の機能停止等
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガス排出量が技術提案書の水準よりも多い場合 ・ 排水負荷が増大し、水処理の消費エネルギーが増大した場合 ・ 頻発する故障に対して必要な対策を講じない場合 ・ 不衛生状態を放置した場合 ・ 長期にわたり報告がない場合 ・ レベル1に該当する場合で複数回の是正勧告の手続きを経てなお是正が認められない場合等
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市への虚偽の報告（故意及び重過失） ・ 市に承諾を得ることなく固形燃料が契約内容と異なる方法で処理や利用がされている場合 ・ 固形燃料や副生成物を不法投棄した場合 ・ レベル2に該当する場合で複数回の是正勧告の手続きを経てなお是正が認められない場合等

イ 是正の確認

市は事業者からの是正完了の通知又は是正期限の到来を受けたときは、随時モニタリングを行い、是正計画書に基づいた是正が行われたかどうか確認を行う。

ウ 委託料の支払い留保

上記イにおけるモニタリングの結果、是正計画書に沿った期間・内容による是正が認められないと市が判断した場合、市は是正が確認されるまで委託料の支払いを留保することができる。

エ 維持管理企業の変更の要求

上記イにおけるモニタリングの結果、是正計画書に沿った期間・内容による是正が認められないと市が判断した場合、維持管理企業の変更を事業者に要求することができる。

オ 事業契約の解除

市は次のいずれかに該当する場合は、事業契約を解除することができる。

(ア) 上記ウの措置をとったにもかかわらず、是正効果が認められないと市が判断した場合

(イ) 事業者が、上記エの措置を要求されているにもかかわらず、その後 60 日以内に、維持管理企業の代替企業を選定せず、その合理的理由を市に提示しない場合

(ウ) 重大な不正行為があった場合

カ やむを得ない事由による場合の措置

次に該当する場合は、(3) に示す減額ポイントは発生しないものとする。

(ア) やむを得ない事由により要求水準等の未達の状況が発生した場合で、事前に事業者より市に連絡があり、市がこれを認めた場合

(イ) 明らかに事業者の責めに帰さない事由によって要求水準等の未達の状況が発生した場合で、市が事業者の責めに帰さない事由と認めた場合

(3) 減額ポイントの算定

市は(2)アのレベルに応じて、次のとおり減額ポイントを算定する。

ア 市が事象を確認した日又は報告書等から事象の発生が確認された日を1日目とし、市が当該事象の是正を確認した日又は報告書等から当該事象の是正が確認された日の前日まで減額ポイントを累計する。ただし、事業者の責によらない事由により是正が遅延した場合、遅延した日数にあたる減額ポイントは累計しない。

イ レベル1、2に該当する場合、再是正勧告を行ってなお是正が認められない場合に減額ポイントを累計する。レベル3に該当する場合、是正勧告を行った段階で減額ポイントを累計する。

ウ 累計された減額ポイントは、翌年度に繰り越さない。

レベル	減額ポイント	減額ポイント計上期間	
		開始日	終了日
レベル1	各事象につき1日1ポイント	市が事象を確認した日	市が是正を確認した日
レベル2	各事象につき1日3ポイント	又は報告書等から事象	日又は報告書等から
レベル3	各事象につき1日10ポイント	の発生が確認された日	是正が確認された日の前日

(4) 委託料の減額

委託料の減額対象は、維持管理・運営委託料とし、当該委託料から当該委託料に累計した減額ポイントに対応する減額割合を乗じた額を減額して支払う。減額は、当該月の業務委託料を対象とする。ただし、年度ごとの累計した減額ポイントが9ポイント以下の場合、委託料の減額は行わない。

減額ポイントに対応する減額割合は、次のとおりとする。

減額ポイント合計	委託料の減額割合
1～9ポイント	減額なし
10～33ポイント	減額ポイント×0.2 (2～7%)
34～66ポイント	減額ポイント×0.4 (14～26%)
67～99ポイント	減額ポイント×0.6 (40～59%)
100ポイント以上	減額ポイント×0.8 (80～100%)

減額後支払額 = 予定支払額 - 予定支払額 × 委託料の減額割合

4. 事業終了時のモニタリング

(1) モニタリングの実施

ア 事業終了時、原則として、契約終了日の6か月前から1か月前までの間に、市及び事業者は、双方立会いのもと、本施設について次の機能等の確認を行う。ただし、継続使用に支障のない通常の経年変化による劣化、汚損、能力低下等を除く。

(ア) 本施設を継続して使用することに支障のない状態であること。

(イ) 本施設の主要な部分に大きな破損がなく、良好な状態であること。

(ウ) 主要な設備が当初の実施設設計図書に規定されている基本的な性能(処理能力等、計測可能なもの)を満たしていること。

イ 事業者は前項の機能確認完了後、その確認結果を記載した施設機能確認報告書を作成し、確認完了の日から14日以内に市に提出すること。

(2) 要求水準を満たしていない場合の措置

モニタリングの結果、本施設の状態が要求水準を満たしていないと判断した場合、市は、事業者に対して直ちに適切な措置を講じるよう要求することができる。事業者は、直ちに措置を講じ、市の確認を受けなければならない。

事業者が措置を講じなかった場合又は事業者の行った措置では要求水準書等に定められた要求水準を満たさない場合、市は委託料の支払いを留保することができる。

5. 委託料の返還

委託料の支払後に、日報、月報、年報への虚偽の記載を含む、市への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ委託料が減額される状態であった場合、事業者は、減額されるべき委託料に相当する額を返還しなければならない。

この場合、当該減額されるべき委託料を市が事業者を支払った日から、市に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和25年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合(1年を365日とする日割計算とする。)で計算した額の違約金を付するものとする。

別紙3 固形燃料の売買について

1. 事業者が市へ支払う額の算出方法

(1) 市への支払額の算出

市は本施設において製造した全ての固形燃料を大在水資源再生センター内で事業者
に有償で引き渡す。事業者は市からの固形燃料引渡し量に応じて、買取り単価を乗じた
額を市に支払うこと。

$$\begin{aligned} \text{市への支払額（円/年）} &= \text{固形燃料引渡し量（t/年）（実績値）} \\ &\quad \times \text{固形燃料1トン当たりの買取り単価（円/t）} \end{aligned}$$

(2) 支払方法

固形燃料購入代金は、各事業年度終了後 15 日以内に支払額を市に報告し、報告後 30
日以内に市に支払うこと。

2. 固形燃料利用先への売却収入

事業者が固形燃料の利用先に固形燃料を売却することで得られた収入は、事業者の収入
とする。